

1. 子ども・子ども・子ども



「すまいる・あくしょん」とは、滋賀県内の子どもたちの声から生まれた子どもの権利が守られ、子どもの笑顔を増やすために社会全体で大切にしたい行動です。

すまいる・あくしょん公式キャラクター
「にじはび」

こどもあくしょん：子どもが自分自身のために行動できること



自分自身を大切に

ちがいを
みとめ合おう

ほっとする
場所を見つけよう

体験を通して
発見しよう

情報を活かして
自分で考えよう

気持ちや意見を
伝えてみよう

小さなことから
挑戦しよう

おとなあくしょん：子どもの権利を守るために大人が行動すること



心と身体の健康を
支える

違いを認め理解し合える
社会をつくる

安心できる多様な
居場所をつくる

体験活動や学びの
機会を増やす

情報との向き合い方を
伝え一緒に考える

子どもの意見を尊重し
行動につなげる

積極的に挑戦できる
環境をつくる

*子ども・子ども・子ども

ひとりの個人、権利の主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」、未来の希望としての「子ども」の3つの視点を表しています。



幼児教育・保育の充実

- 保育人材の確保および職場環境のさらなる改善により、保育の質の向上を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るための職員配置基準の改善（1歳児の職員配置基準の基準化）と安定的な財政措置

(2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

- 質の高い保育を支える人材確保、職場定着を図るための更なる処遇改善の実施
- 給与への反映を確実なものとするための指導監督方法の明確化

2. 提案・要望の理由

(1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 待機児童の解消のほか、こども誰でも通園制度等、すべての子育て家庭を対象に保育が拡大し、保育の重要性が増すなか、より一層保育人材確保が急務。
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度から1歳児の職員配置について6対1から5対1へと改善するため、公定価格上の加算措置が設けられたが、加算取得には要件が課せられており、職員配置基準自体も見直しされていない状況。
- 保育士等の負担軽減と質の向上を図るため、職員配置基準の改善は、加算ではなく、基準として定めることが必要。
- 3歳以上児の加算措置も含め、最低基準として配置する職員の財政措置については、加算ではなく、基本分単価により所要の経費を安定的に措置することが必要。

(2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

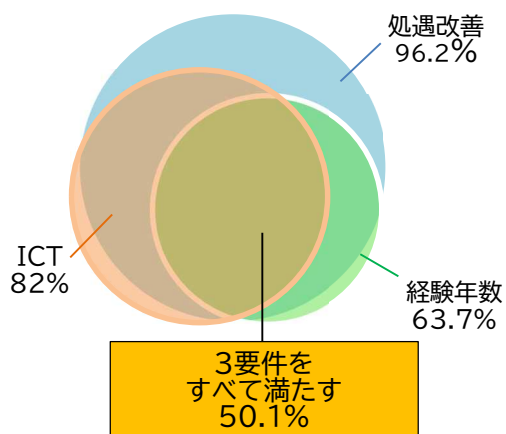
- 将来、保育士を目指す若者や学生を増やし、保育士等が仕事に誇りを持って定着できるよう、その専門性や特殊性を勘案した一層の処遇改善が必要。
- 保育士等の処遇改善が実施されたが、民間企業における賃上げの動きが旺盛なかで、全産業平均との乖離の状況を引き続き注視しながら、更なる処遇改善が必要。
- 併せて、増額された予算額が保育士等の給与に確実に反映されることを担保するため、給与への反映に係る具体的な基準や指導監督における考え方等の明示が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 保育士等の職員配置基準の改善

- 1・2 歳児の保育士配置が 5:1 となるよう加配に要する経費を民間保育所等に補助
- 1 歳児配置改善加算創設後は、加算取得の要件を満たさない施設や 2 歳児の加配に要する経費として補助。

【1 歳児配置改善加算の取得要件の充足状況（要件設定による影響）】



○本県では、1歳児配置改善加算の加算取得の3要件をすべて満たせる施設は、約5割(50.1%)にとどまる。

○「職員の平均経験年数 10 年以上」の要件充足が困難。

・新設園では、若手職員が多い傾向にあり平均経験年数が 10 年に満たない。

・小規模園では少数の職員の入れ替わりで平均勤続年数が変動するため、加算の取得可否が安定しない。

○ 国では「保育政策の新たな方向性」を踏まえ、量の拡大から質の確保へと保育政策の転換を図られたが、本県では、保育士不足が深刻ななか、待機児童も多く発生しており、引き続き「量の拡大」にも取り組んでいく必要がある。

○ 意欲のある若手の保育士等を育成し、保育の質を高める取組も重要であり、経験年数 10 年という一律の基準で、保育の質を図ることは困難と考える。

(2) 保育士等の更なる、確実な処遇改善の推進

- 本県では、待機児童が多く、潜在保育士の就業・再就職支援の強化や、保育の仕事の魅力発信、養成施設との連携強化、地域限定保育士試験の実施等あらゆる手立てを講じ、保育人材確保の取組を進めている。昨今、保育士養成施設の新規学生募集停止が相次ぎ、将来的な人材確保への深刻な影響を懸念するところ。
- 大幅な処遇改善が実施されたが、民間企業の賃上げの動きが旺盛ななか、全産業平均との乖離が依然としてあり、保育職を志す若者や学生を増やし、人材確保策を実効的なものとするため、更なる処遇改善が必要と考える。
- 併せて、増額された予算が確実に保育士等に行き届くよう、県としても市町や施設に対して強く求めているが、掘りどころが事務連絡だけでは効果が限定的である。人件費への反映が適切に実施されているかどうかを確認するための具体的な基準や指導監督における考え方等の明示が必要。

担当：子ども若者部子育て支援課保育係
TEL 077-528-3557



全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁

1. 提案・要望内容

国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設

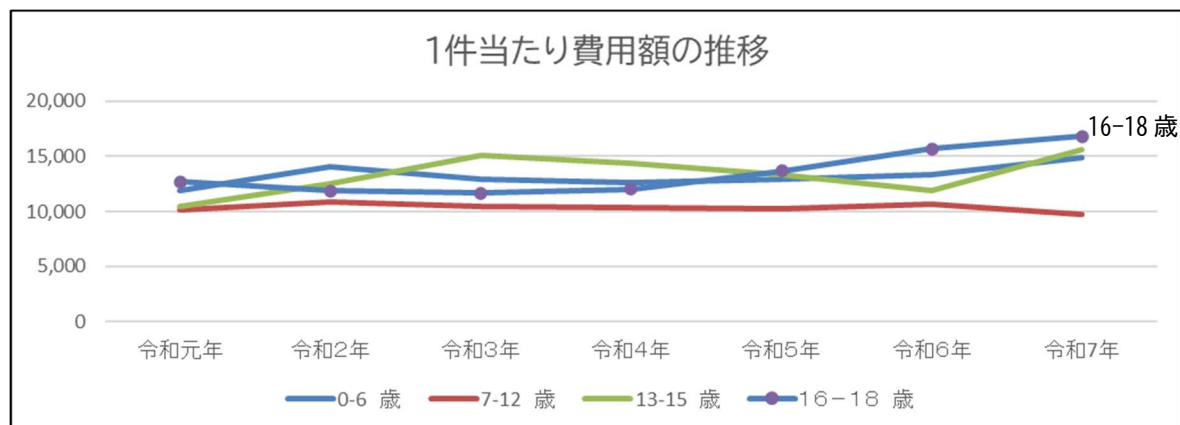
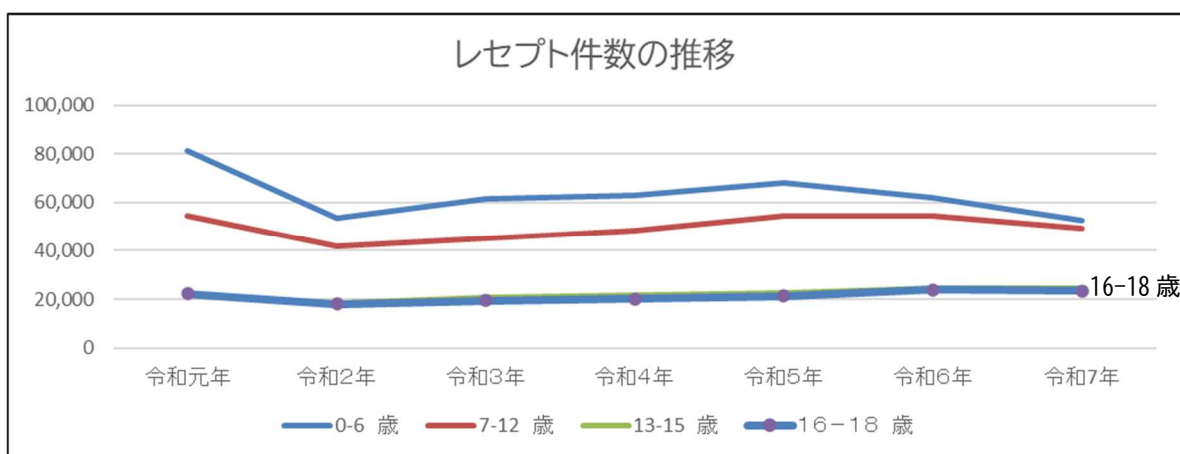
2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、実施主体の県内市町は制度の創設を要望。
- 厚生労働省では、子育て世帯の更なる負担軽減のため、現在は未就学児を対象に実施されている国民健康保険の均等割保険料軽減措置について、高校生年代まで拡充する方向で検討が進められているが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については、特段の検討は行われていない状況。
- 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世帯の経済的負担を軽減することによって、子どもが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は国の責任で行われるべきこと。
- 同じ医療を受けても所得や地域等によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減措置が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 県では平成 28 年 4 月から、乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 市町では独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する医療費助成制度を拡充してきたが、財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。
- 令和 6 年 4 月から、県が高校生世代を助成することで、市町との連携した取組により、県内のどこに住んでいても 0 歳から 18 歳まで医療サービスを受けられる仕組みを構築したが、県・市町のいずれも、多額の財政負担が課題となっている。

※滋賀県国民健康保険における医療費等の動向(各年 4 月から 11 月診療で比較)



- こども医療費助成の医療費に与える影響は、滋賀県国民健康保険におけるレセプト件数においては、高校生まで医療費助成を拡大したことにより大幅に増加したことは見受けられないが、県単独での分析には一定限界があるため、国において更なる調査をお願いしたい。
- なお、本県においては、市町とともに子どもの適正医療の周知啓発を行い、医療費の適正化を図っているところ。

担当：子ども若者部子育て支援課子育て支援係
TEL 077-528-3552



社会的養護のもとで暮らす子どもへの支援の推進

▶ 社会的養護のもとで暮らす小学生の学習塾や文化、スポーツ等の学校外での学習・体験活動への参加を支援することにより、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を図る。

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

社会的養護のもとで暮らす子どもへの学習等支援の拡充

- 小学生の学習塾および文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動への措置費の更なる充実

2. 提案・要望の理由

- 社会的養護のもとで暮らす子どもたちは、虐待や貧困などの家庭環境により、コミュニケーション力が乏しかったり、基本的な学習能力・習慣を身につけていないことが多く、こうしたことが施設等退所後の対人関係や社会的自立を困難にする一因となっている。
- また、施設職員は、食事や入浴などの日常の世話から、保護者対応、学校行事への参加や進学・就職相談など業務が多岐にわたり、学校外における学習・文化・スポーツなど専門的な対応が困難となっている。
- 一方、民間の調査では、一般世帯の小学生の約7割は学習塾や水泳、音楽など文化・スポーツ等の活動に通っている。「こどもまんなか実行計画2025」には、地域や成育環境によって体験格差が生じないように配慮することが明記されているほか、「児童養護施設運営指針」には、文化・スポーツ活動等について、子どもの希望を尊重し、可能な限り参加を認めるよう示されているものの、措置費など財政的な支援が整っていない状況。
- このような中、令和6年度に国において小学生から高校生までの教育費等の単価を増額し、学用品以外にスマホ代や習い事にも充てられるよう制度改正が図られたが、小学生においては、学習塾等利用に特化した措置費がないことから、中高生と同様の対応が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 本県の小学生への学習等支援の取組

- 令和5年度より、小学4年生から6年生を対象とした学習塾や文化・スポーツ等に関する学習等支援事業を実施し、学力の取戻しや自己肯定感の育成等を支援。

【事業名】社会的養護のもとで暮らす子どもたちの学ぶ力サポート事業

支援額：1人あたり 5千円/月〔令和8年度予算額 1,740千円〕

対象：社会的養護のもとで暮らす小学4～6年生

利用実績：31名（通信教育：2名、文化・スポーツ等：29名（R8.2末時点））

事業アンケート結果（R8.1実施。児童養護施設等が回答(回答数：7施設 児童25名)

・子どもたちは自分に自信が持てるようになりましたか。（5段階評価）

5 持てるようになった・・・18人

4 どちらかという持てるようになった・・・7人

【自由記述】

・習い事での経験を通して、自分の強みを自覚し、「これが得意だ」と言えるようになったことで、大きな自信に繋がったように感じます。

・学校とは異なるコミュニティで友人関係を築けたことは、本人の視野や価値観を広げる貴重な機会となりました。

・以前は自分から声をかけることに消極的な面がありましたが、今では自ら周囲に働きかけ、輪の中に加わることができるようになりました。また、苦手な相手とも適切な距離感で付き合えるようになるなど、対人面での大きな成長を実感しております。

(2) 課題

- 文部科学省調査※によると、公立小学校に通う子どもの学校外での学習・体験活動等に係る費用は約256,000円/年となっており、国における5,000円/月の単価増では学習等のニーズを満たせない。（※令和5年度子供の学習費調査）
- 令和6年度に増額された学用品費は、文房具など学用品のほかスマホ代（端末購入・通信費）に充当されることから、更なる単価増のみならず、学習塾等利用に特化した措置費が必要。

中高生と同様の対応が必要

	学用品費	学習塾費	部活動費（高校生は学用品費等を含んだ単価）
小学生	2,210円（R5） → 7,210円（R6）	なし	なし
中学生	4,380円（R5） → 9,380円（R6）	実費相当額	実費相当額
高校生		上限20,000 ～25,000円	上限23,330円(公立)/34,540円(私立)（R5） → 28,330円(公立)/39,540円(私立)（R6）

担当：子ども若者部 子ども家庭支援課 虐待・非行防止対策係
TEL 077-528-3551

医療的ケア児等に対する支援の推進

- 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療的ケア児とその家族を支える体制づくりを進める

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療機関での取組が進むよう医療型短期入所の報酬額の増額を図ること

(2) 家族以外による医療的ケアの拡大検討

- 医療的ケア児者の家族の負担軽減のため、介護現場の実態に応じて、介護ヘルパーによる医療的ケアの範囲の拡大に向けた研修等の枠組みを検討されたい

2. 提案・要望の理由

(1) 医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 医療型短期入所の報酬と医療機関が入院として受け入れた場合の報酬に格差が生じているため、医療型短期入所の開設が進まない。

(参考：入院診療報酬 4. 2万円/日 医療型短期入所報酬 3. 2万円/日)

(2) 家族以外による医療的ケアの拡大検討

- 介護職員等に認められていない医療行為ではあるが、医療現場から見れば、カンニューレフリーの吸引やエア抜き、胃残確認、カフアシストといった行為の技術的難易度はそれほど高くない。
- その上で、本県の在宅医療的ケア児者支援方策検討会や医療的ケア児等支援に関する協議会において、新型デバイスの普及に応じ、その医療行為についてのリスクを明確化し対応方法を規定することや個別ケースごとに関係者が連携し、合意形成を図りながら対応するという現実的な解決策の検討について提案あり。

(本県の取組状況と課題)

(1)医療的ケア児等対応事業所の開設促進

- 県内における医療型短期入所施設は、令和3年度以前は、びわこ学園(草津 15 床・野洲 13 床)、紫香楽病院(3床)のみであり、地域偏在(県南部に偏り)があるため、送迎にかかる県北部の保護者の負担が大きい。
 - 医療的ケア児者対応事業所開設促進事業(令和4年度～)
県内の医療的ケア児者に対応できる医療型短期入所事業所や重症心身障害児通所支援事業所の増設のため、新規法人に対する事業提案や医療的ケアの講習会等を実施し、開設までのアフターフォローを実施。
 - 医療型短期入所受入促進モデル事業(令和6年度～)
県北部をモデル圏域として、病院等が医療型短期入所として、医療的ケア児等を受け入れた場合に体制整備に必要な経費の一部を補助する。(1人1日/10,000 円)
また、医療的ケア児等の受入先の裾野を広げていくため、医療型特定短期入所※における入浴支援や医療的ケアの対応が可能な福祉型短期入所に対しても体制整備に必要な経費の一部を補助する。(入浴支援:1人1日/5,000 円、福祉型:1人1日/10,000 円)
※ 宿泊を伴わない短期入所サービス
- 令和4年度以降に増加した医療型短期入所:7か所
(うち、令和6年度以降に新規指定5か所、うち県北部2か所)

(2)家族以外による医療的ケアの拡大検討

- 求められる医療行為が多様化する中でも介護職員等が実施できる医療行為は変わらないことから、家族が担う範囲が拡大している。
- 滋賀県医療的ケア児等支援に関する協議会での課題提起
家族に大きな負担がかかっている事例として以下の3ケースが報告された。
 - ・ケース1：カニューレフリー（気管切開の穴は開いているがカニューレを装着していない状態）の利用者の吸引。
 - ・ケース2：胃ろうからの注入前のエア抜き（これを行わないと嘔吐に繋がる）。
 - ・ケース3：胃ろうからの胃内容物の残量確認。これらのケアは喀痰吸引等第3号研修の対象外であるため、介護職員等が対応できず、「本人が望む一人暮らし」や「家族の数時間の外出」さえも困難になっている。

(1) 担当：健康医療福祉部障害福祉課企画・共生推進係
TEL：077-528-3542

担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室
TEL：077-582-5106

(2) 担当：健康医療福祉部障害福祉課精神保健・障害認定係
TEL：077-528-3543



1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



日本語教育の充実

- 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す。
- すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 地域日本語教育に対する支援の充実

- 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、継続して取り組めるよう、予算を安定的に確保するなど、支援を充実させること
- 登録日本語教員および日本語学習支援者の確保・育成に対する支援を充実させること

(2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

- 外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実

2. 提案・要望の理由

(1) 地域日本語教育に対する支援の充実

- 本県では「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」を活用し地域日本語教育を推進してきており、令和8年度は「滋賀県地域日本語教育推進センター」を設置の上、取組をさらに強化していく。
地域日本語教育の推進体制を維持・充実していくためには安定的な支援が重要。
- 令和7年度に実施した「滋賀県地域日本語教育実態調査」によると、地域の日本語教室において、日本語教師・日本語学習支援者の人材不足が課題である。

(2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加しているとともに、集住化・散在化の両方の傾向が見られるが、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」補助金は、令和6年から3年連続で計画書の額を下回る内示であった。県や市町が地域の実態に応じた支援を計画どおり実施できるよう、令和9年度以降の国庫補助要望額の全額交付をお願いしたい。

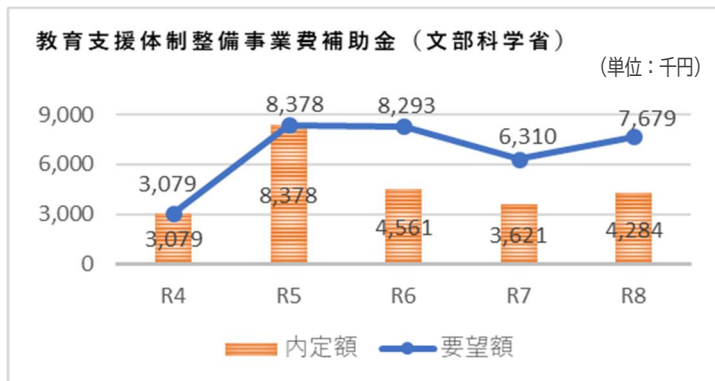
(本県の取組状況と課題)

- 令和7年12月末時点で、本県の外国人人口は44,735人※となり、4年連続で過去最多を更新。国・地域別では、99の国・地域となっており、多国籍化が進展。

※ 県「外国人の住民基本台帳人口調査」

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校は全体の6割以上という状況
(小学校：133校/220校、中学校：57校/95校 ※市町立学校の令和8年1月現在の状況)

(1) 本県の「教育支援体制整備事業費補助金」の状況



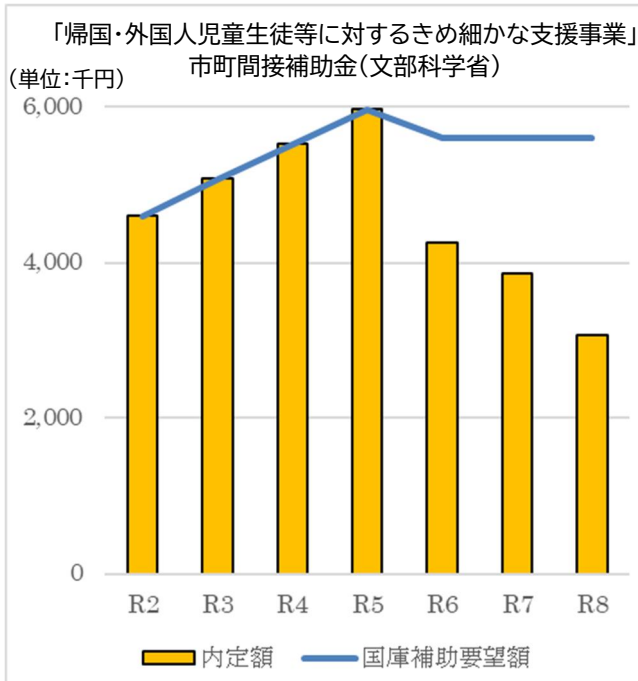
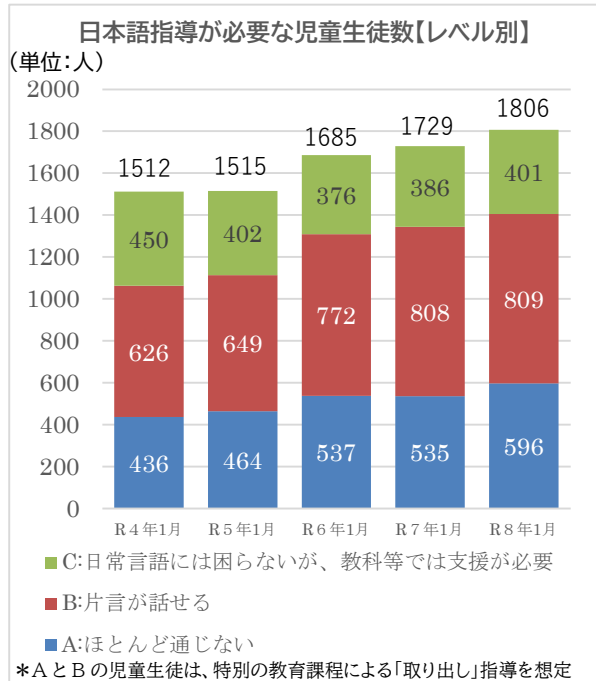
○ 県内日本語教育の状況

- ・地域日本語教室：31カ所(13市2町) [R7.7月現在]
- ・「日本語教室ゼロ地域」：4町[R7.7月現在]
- ・県内日本語学習者数：2,041人[R6.11月現在]
- ・県内日本語教師数：302人[R6.11月現在]

○ 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用した本県の取組 (R8年度)

- 「滋賀県地域日本語教育推進センター」設置、
- オンライン日本語教室の設置、
- 地域日本語教育コーディネーター派遣事業、
- 人材バンク検討、
- 総合調整会議の設置・運営、日本語学習支援者養成研修開催、日本語教育普及啓発、「やさしい日本語」推進等

(2) 日本語指導が必要な児童生徒の支援の充実



- 取組状況【集住地域】国の支援事業を活用した市町への補助
- 【散在地域】急な転入に対応する母語支援員の派遣
- 【全 県】・市町で雇用困難な言語の母語支援員の派遣
- ・オンラインによる日本語指導・通訳

担当：総合企画部国際課 多文化共生係
TEL 077-528-3063
教育委員会事務局幼小中教育課
教育課程指導係
TEL 077-528-4665



夢と生きる力を育む教育環境の整備

- 質の高い教育と様々な課題を抱える子どもたちへの対応を充実させるため、教員が心と時間にゆとりをもって子どもに関わることができる教育環境を整える。
- 教員不足が大きな課題となる中で、より優秀な人材を教員として確保するため、教職員が笑顔で働ける職場環境を実現する。

【提案・要望先】文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 優秀な人材の確保

- ① 教職員が安心して休暇等の制度を利用できる職場体制を実現するための定数改善
- ② 副校長・教頭マネジメント支援員の配置拡充

(2) 新しい時代の学びの環境整備

- ③ 小学校における教科担任制を一層推進するための専科教員の配置拡充
- ④ 少人数学級編制拡充のための定数改善（高等学校における35人学級編制の実現）

2. 提案・要望の理由

- ① 給特法改正に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」により、教員の時間外勤務を月30時間程度に削減する目標を設定し、取組を進めている。平成30年度から「学校における働き方改革取組計画」に基づき縮減に努め、一定の改善は見られるものの、依然高い水準で推移している。また、育児休業取得者増加に伴い代替教員の確保が困難になっているため、定数改善と休務者対応の加配措置の充実が必要である。
- ② 校務運営の要であり、職階別で最も時間外在校等時間が長い副校長・教頭の負担軽減は喫緊の課題である。学校の業務が複雑・多様化する中で、学校マネジメント機能の維持・強化のためには、専門的に支援するマネジメント支援員のさらなる配置拡充が必要である。
- ③ 令和7年度から小学校専科指導の対象学年が小学校4年生まで拡大されたが、教員の負担軽減と専門性の向上を図るため、小学校3年生までの拡大と、特に効果が高い理科と算数について、中規模以上の小学校で専科指導を実施できる加配措置を行うなど一層の配置拡充が必要である。また、学年1～2学級前後の小規模な小学校では担任外教員が不足しており、基礎定数も含めた定数改善が必要である。
- ④ さらに、個別最適な学びや協働的な学びの実現のためには学級規模の適正化が重要であり、小学校では全学年35人学級が実現し、中学校では令和8年度から35人学級に向けた定数改善が進められているが、高等学校では40人学級が基本である。高等学校においても、35人学級を基本とする学級編成の標準の引下げや、高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）に示された内容を実現していくための定数改善が必要である。

(本県の取組状況と課題)

① 教員の働き方改革の推進

教育課題の複雑化・多様化に伴い、教員の時間外在校等時間は依然として高い水準にある。また、本県では、令和6年度の男性育児休業取得率が過去最高の61.8%に達するなど、男性を含む育児休業取得者が増加しており、年度途中に休務者が生じた場合の代替教員の確保が困難となる事例が見られる。そこで、令和8年度からは、休務者の代替対応や育休等取得にかかる心理的負担の軽減を図るため、年度当初から「ワーク・ライフ・バランス枠教員」を配置する本県独自の取組を進めている。

表1

<p>教職員が安心して休暇・休業等の制度を利用できる職場体制実現には定数改善が必要</p> <p>右の定数改善例のとおり実現すると、例えば12学級規模だと担任外は6名(教頭含む)の配置となり、教員一人当たりの持ち時数(週)3時間程度が軽減できる</p>	標準学級数	1 5 2	3 5 4	5 5	6 6	7 5 10	11 5 13	14 5 20	21 5 29	30 5 35	36 5 41
	【本県配置基準】 学級担任以外の教員数(教頭含む)	0	1	1	2	2	2	3	4	4	4
	【定数改善例】 学級担任以外の教員数(教頭含む)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10

② 学校マネジメント体制の強化

学校運営において副校長・教頭が担う業務は増大しており、職階別で最も時間外在校等時間が長い状況となっている。学校マネジメント体制の維持・強化のためには、専門的に支援する人材の配置が重要である。

表2 副校長・教頭マネジメント支援員の配置効果

時間外在校等時間の比較(令和6年と7年、月平均)	
① 教頭の時間外在校等時間が減少した学校数	16校/30校 (約53%)
② ①の教頭の時間外在校等時間の平均時間数減	17.7時間減
③ ①のうち教員全体の時間外在校等時間も減少した学校数	15校/16校 (約94%)
※時間外在校等時間は、4月～10月で集計	
【効果】	
1. 教頭の長時間勤務の是正、ゆとりの創出	
2. ゆとりの創出による教職員への波及効果 ・マネジメント業務、授業参観、若手指導の充実 ・教員が相談しやすい職場環境	
3. 事務の効率化、書類の不備の減少等	
4. 管理職経験のある支援員による管理職へのサポート	
5. 支援員による児童生徒への支援、トラブル対応	

③ きめ細かな指導体制の充実

本県では不登校やいじめ、学力・体力向上、特別支援教育等の課題に対応するため、小中学校全学年で少人数学級編制や習熟度別指導、小学校における教科担任制を実施し、一定の成果を上げている。

表3 滋賀県における小学校教科担任制の効果

令和6年度「学びのアンケート」から
(県内の全公立小学校の第6学年から各校1学級ずつ抽出)
◆各項目で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答をした割合(%)

質問項目	割合
専科指導での教科の授業は好きですか	81.0
専科指導での教科の授業の内容はよくわかりますか	88.7
学習や学校生活のことで、担任の先生以外にも相談しやすくなりましたか	75.8
教科によって担当する先生が変わることに慣れましたか	95.6

担当：教育委員会事務局教職員課教員採用育成・働き方改革係
TEL 077-528-4536



学びの機会と居場所を保障するための体制の充実

- ▶ すべての子どもたちに学びの機会と居場所を保障し、子どもを真ん中においた社会づくりを進める。

【提案・要望先】 文部科学省、こども家庭庁

1. 提案・要望内容

- (1) 校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実
- (2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実
- (3) 多様な学びや居場所に対する財政措置
- (4) BPS モデルによるアセスメント能力向上の仕組みの創設

2. 提案・要望の理由

滋賀県では令和7年3月に改定した「しがの学びと居場所の保障プラン」により、不登校対策の充実に全庁あげて取り組んでおり、国の支援が必要である。しかし、昨年度の国庫補助金において、SSR（校内教育支援センター）支援員およびSSW（スクールソーシャルワーカー）の配置について、計画書どおりの額に内定がされず、県や市町の各学校では、学びの機会を保障するための施策の実施に支障が生じている。令和9年度においては、このような配置計画等に支障を来たすことのないよう、十分な予算を確保願いたい。

(1) 校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

○市町単独による設置・運営には予算確保が難しく、特に支援員の配置や備品整備等について、国による財政措置を求める要望が県内市町から多数出ている。さらに本県は、都道府県別のSSR設置率で全国3位（令和7年6月）と全国に先駆けて取り組んできたが、国庫補助金は原則として既設の設置校が補助対象外である。いずれもSSRの継続的な運営を困難としており、国による十分な予算の確保をお願いしたい。

(2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

○不登校等の困難を抱えた子どもたちへ支援を行う専門職として、SCやSSWの配置を進めているが、相談等のニーズに対して配置が十分でない状況。さらに家庭等へのアウトリーチ支援等の新たなニーズにも対応できるよう、COCOLOプランの実現に向け、人材確保と配置充実のために必要な予算確保を強くお願いしたい。

(3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

○フリースクールなどの民間施設等に関する支援の考え方を整理した上で、財政支援の強化や、民間施設等の利用負担軽減に係る全国一律の補助制度の創設が必要。

(4) BPS モデルによるアセスメント能力向上の仕組みの創設

○生徒指導提要に位置づけられた「BPSモデル」に基づくアセスメント能力を全教職員が身につけられる仕組みとして、国における現任者向け研修コンテンツの開発、自治体独自の現任研修への財政支援、教員養成課程における「BPSモデル」に基づくアセスメント能力養成の位置付けが必要である。

(本県の取組状況と課題)

(1) 校内教育支援センターの整備・充実に向けた財政措置の充実

○校内教育支援センターの設置状況（令和7年5月）

	総数	うち設置数	設置率	利用人数
小学校	220	173	78.6%	492人
中学校	95	90	94.7%	489人

○SSR加配配置校における、SSRで相談・指導を受けた児童生徒の状況

県内小中学校13校（SSR加配配置校）における、校内教育支援センター（SSR）で相談・指導を受けた児童生徒の状況

1 小学校の状況

SSRで相談・指導を受けた児童数								SSR相談・指導後の児童の状況					
1年	2年	3年	4年	5年	6年	計(a)	継続してSSRで学習(b)	特定の教科や短学活、行事等には参加できる(c)	ほぼ教室で学習(d)	教室完全復帰(e)	好転児童数(c)+(d)+(e)=(f)	好転率(f)/(a)	SSRが支援につながらなかった人数(a)-((b)+(e))
22	26	27	32	36	28	171	23	36	43	65	144	84.2%	4

2 中学校の状況

SSRで相談・指導を受けた生徒数				SSR相談・指導後の生徒の状況								
1年	2年	3年	計(a)	継続してSSRで学習(b)	特定の教科や短学活、行事等には参加できる(c)	ほぼ教室で学習(d)	教室完全復帰(e)	好転児童数(c)+(d)+(e)=(f)	好転率(f)/(a)	SSRが支援につながらなかった人数(a)-((b)+(e))		
58	80	87	225	83	68	29	23	120	53.3%	22		

安心できる居場所

SSRにより好転するケースが多い

(2) 不登校支援を行う専門人材の確保と体制の充実

○令和6年度 アウトリーチによる不登校児童生徒を支援につなげる取組結果

	支援につなげる取組をした	うち支援できた
人数	1,190人	879人

(3) 多様な学びや居場所に対する財政措置

○フリースクール等民間施設に対する県内市町単独補助制度の実施状況（R8.2時点）

利用者支援 19市町 / 施設支援 1市町

令和8年度より県として新たに、不登校の子ども等への相談支援を行う民間団体への補助制度を創設。利用者支援を行う市町に対する県の補助制度は令和7年度より実施。

(4) BPSモデルによるアセスメント能力向上の仕組みの創設

○令和8年度より新たに「不登校支援のアセスメント力向上研修」を実施

アセスメント手法等を習得する基礎研修（4回）、有識者による実践指導研修（60回）を実施し、事例の横展開を通じて県全体のアセスメント力向上を目指す。



担当：教育委員会事務局幼小中教育課
 児童生徒室 TEL:077-528-4668
 子ども若者部
 子どもの育ち学び支援課 TEL:077-528-3457



地域展開を見据えた部活動改革の推進

- これまで中学校部活動が果たしてきた役割を継承・発展させるとともに、子どもたちが安心・安全にスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、地域との連携を進めながら、地域での活動に関わる人材確保・育成に取り組み、「地域展開」の実現に向けた持続可能な環境の整備を図る。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】 文部科学省・スポーツ庁・文化庁

子どもたちの豊かで幅広い活動機会が保障されるよう、社会全体の理解・協力のもと次の取組を実施されたい。

(1) 社会全体での取組促進に向けた環境整備

- 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を社会全体で支えるという機運を醸成し、個人・団体・地域の主体的な支援を促すために、理念法やインセンティブ制度を整備すること
- 地域クラブの活動場所までの移動に困難を抱える中学生に対する交通支援を行うこと

(2) 地域での活動を支える人材確保・育成支援

- 部活動指導員をはじめ、外部指導者を含めた地域指導者や団体の運営を支える人材の配置に対する支援を行うこと
- 指導者人材に対して行う研修について、オンデマンド方式で受講できる研修教材を国において作成すること

2. 提案・要望の理由

(1) 社会全体での取組促進に向けた環境整備

地域連携・地域展開の実現のため、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の環境を作る。社会全体の機運醸成に向け、官民が連携して、団体・個人等の種別を問わず多くの参画を後押しする法整備や具体的なインセンティブ(公的給付や税制優遇措置)を設ける必要がある。

(例) 地域貢献に応じた企業の税制優遇、地域展開のための兼職兼業の推進に向けた補助金、自社施設をクラブ活動に提供した場合の固定資産税の減免等

また、過疎地域など地方部においては、地域クラブの活動場所までの移動手段が少なく、活動に参加できない生徒がでないように、その支援策が必要である。

(例) 交通支援を行う市町または地域クラブへの補助等

(2) 地域での活動を支える人材確保・育成支援

地域連携・地域展開に必要な指導者人材や団体の運営を支える人材など多様な人材が、いずれも不足しているのが現状。

また、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度における研修について、市区町村等での実施が求められているが、研修の質の確保や指導者研修体制の整備に向け、全国で共通する内容については国において対応いただきたい。

(本県の取組状況と課題)

社会全体での取組推進に向けた環境整備

- 中学生の活動機会確保とともに、この取組をきっかけとして、継続的な活動実現のための地域人材発掘・確保が必要である。
- さらなる人材確保に向けては、関係団体等との連携強化のほか、官民ともに社会貢献活動としての積極的な参画が必要である。
- 活動参加のために遠距離の移動が必要な場合、活動の創出が困難と判断される事例がある。

地域での活動を支える人材確保・育成支援

○地域連携促進のため、国の補助事業を活用し、各市町の希望に沿って、予算を確保し積極的な配置に努めているが、十分な配置には程遠く、外部指導者を含め地域指導者の育成・確保が急務となっている。

(運動部)	R5	R6	R7
地域指導者 計	181	237	312
部活動指導員	83	130	183
(国庫補助対象)	78	119	144
(単独)	5	11	39
外部指導者	98	107	129

1,200 弱ある部活動に対し、複数指導を前提とすると、指導者確保数は2割にも満たず、大幅な増に向けた対策が必要

○教育委員会、スポーツ協会等で研修を実施し連携を図っているが、予算や人員規模等に差があり、研修内容が十分ではなく、県に対して基礎講座開催等の要望がある。

改革推進期間の成果と課題

	R5	R6	R7
実証事業実施市町 (全19のうち)	8	10	13
実証事業対象クラブ数	28	38	51

・実証事業を活用し、地域展開に向けた取組数は増え、実証事業対象クラブ数も増加したが、部活動数の約4%にとどまる。

	R5	R6	R7
地域クラブで指導を受ける (中2)生徒数	2,448	3,899	4,319

・地域クラブ(運動部)で指導を受ける生徒(中2)数、中体連の大会へのクラブチームの参加は、着実に増加しているが、地域における格差も明確になっている。

	R5	R6	R7
中体連大会参加クラブ数	15	30	47

・実証事業実施後の課題に対するアンケートでは、地域全体での展開に向けた基本的な課題(受け皿、人材、財源等)解決には程遠い状況である。

地域移行実証事業における課題(19市町回答)

1位	受け皿団体の不足	68%
2位	予算の不足	58%
3位	指導者の不足	42%
4位	中体連主催大会への参加規程	32%
5位	保護者の理解	16%

・文化庁活動では、吹奏楽部を中心に活動場所の確保や道具の運搬等の課題が明確になっている。

※地域の理解・人材確保が不十分な中での地域展開の推進は、生徒の活動機会減少を押し進めることになることが懸念される。

担当：教育委員会事務局幼小中教育課 TEL 077-528-4662
 教育委員会事務局保健体育課 TEL 077-528-4627
 観光文化スポーツ部スポーツ課 TEL 077-528-3366
 観光文化スポーツ部文化芸術振興課 TEL 077-528-3345

特別支援教育の充実

- ▶ 特別支援学校における児童生徒数の増加に対応するとともに、医療的ケア児など、児童生徒に応じた支援を提供し、充実した学びを得られる教育環境を整える。

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 医療的ケア児童生徒の通学支援の充実

- 医療的ケア児の通学に要する保護者の負担軽減のための支援の充実に向け、教育支援体制整備事業費補助金（医療的ケア看護職員配置事業）のうち登下校時の付き添いに係る事業の補助率の引き上げ

(2) 特別支援学校における教育環境の整備

- 特別支援学校における教育環境の改善に資する施設整備を推進するため、補助金算定の基礎となる建築単価の更なる見直しによる補助制度の拡充

2. 提案・要望の理由

(1) 医療的ケア児童生徒の通学支援の充実

- 本県では、スクールバスに乗車できない医療的ケア児の登下校時に、介護タクシー等に看護師が同乗して送迎を行う支援事業を全国に先駆けて令和2年度から実施しており、今年度から年間利用上限回数を12回から16回へ引き上げたところ。
- 保護者からは年間利用上限回数の増加を望む声が強く、通学の送迎と仕事の両立の困難さから仕事を辞めた声も聞いているところ。
- 医療的ケア児支援法には、その目的として医療的ケア児の家族の離職防止に資することについても定めがあることを踏まえ、補助率の2分の1への引き上げが必要。

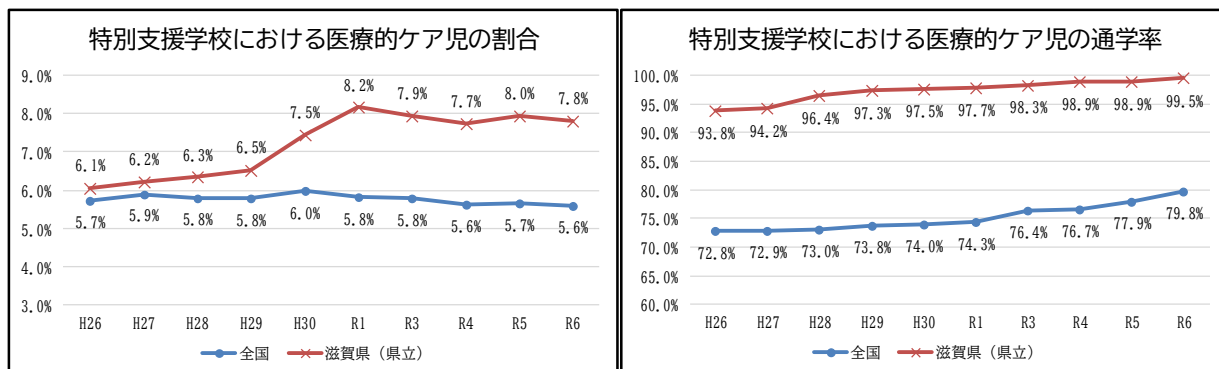
(2) 特別支援学校における教育環境の整備

- 本県では、特別支援学校の大規模化・狭隘化が進んでおり、早急にこれらの課題の解消を図ることで、学びの基盤を確かなものにする必要がある。
- 今後、特別支援学校の「設置基準」を踏まえた施設整備を着実に進められるよう、補助金算定の基礎となる建築単価について、物価高騰等による市場の実勢価格を適正に反映するなど、更なる見直しが必要。

(本県の取組状況と課題)

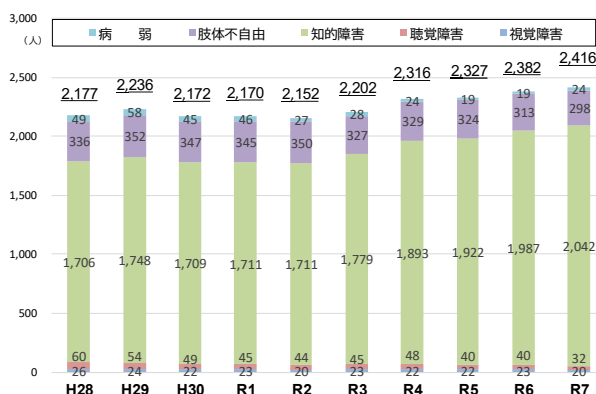
(1) 本県の特別支援学校における医療的ケア児の状況

- 本県の特別支援学校の在籍者数のうち医療的ケア児の割合は、全国平均の 5.6% に対して **7.8%** で **全国 2 位**、このうち、通学籍の児童生徒の割合は、全国平均の 79.8% に対して **99.5%** で **全国 1 位** であり、**医療的ケア児の通学支援に係る負担が大きい**。



(2) 本県の特別支援学校の状況と施設整備に係る補助制度

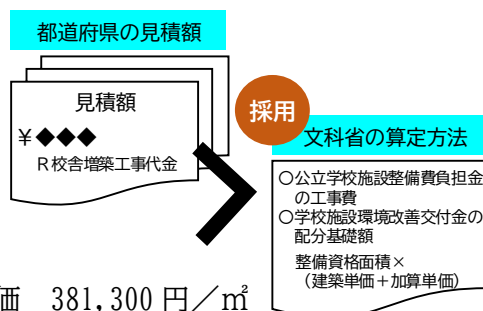
- 令和 7 年度の県立特別支援学校の在籍者数は、**過去最高の 2,416 名**。
※障害種別では、知的障害が直近 10 年間で 336 名増(約 1.2 倍)
- 令和 7 年度時点において、**在籍者数が 400 名を超える県立特別支援学校が 2 校ある状況** (草津・野洲)。



(図) 県立特別支援学校の在籍者数の推移(幼小中高等部)

- 学校の大規模化・狭隘化に伴う課題を解消するため、**①特別支援学校 1 校の分離新設と②既存校の校舎増築を実施する方針**を策定 (R6.3)。※②は R9.3 竣工予定
- **①分離新設に向けて、令和 8 年度から建築設計に着手し、今後、着実に施設整備を進める必要があるが、施設整備の補助金算定において、実際の費用との乖離があり、交付額が少ない状況**。

- ・ 文部科学省の令和 8 年度建築単価
381,300 円/㎡ (特別支援学校・R 造)
- ・ 本県の直近事例 (R7-R8 北大津養護学校増築・R 造)
事業費 10 億円のうち国庫 2.5 億円 ※R8.3 時点
実際の契約単価 (R7-R8) 715,878 円/㎡ > 建築単価 381,300 円/㎡



担当：教育委員会事務局

教育総務課 TEL 077-528-4516、特別支援教育課 TEL 077-528-4641

